

第12回外国弁護士制度研究会 議事録

第1 日 時 平成21年5月28日(木) 自 午後3時00分
至 午後5時00分

第2 場 所 弁護士会館1703会議室(17階)

議 事

伊藤座長 それでは、第12回の外国弁護士制度研究会を開始いたします。

初めに、協議のための配布資料の確認を渡邊幹事からお願いいたします。

渡邊幹事 それでは、本日の配布資料について御説明します。本日の配布資料は、新しいものと、既に配布した資料をもう一度配布させていただいたものがございます。

本日新たに配布させていただいた資料は、資料20から資料23まででございます。

まず、資料20は、「外国法共同事業ヒアリング・まとめ（案）」と題するものでございます。これは、前回実施しましたヒアリングの結果を幹事の方でまとめたものでございまして、後ほど出井幹事から御説明させていただく予定です。

次に、資料21は「共同事業による提携関係の状況」と題するもの、資料22は「弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり、外国法及び日本法に関する法律事務を取扱い業務とする法人制度（B法人制度）を創設する場合の弊害・問題点の骨子（案）」と題するもの、資料23は「外国法共同事業に係る規制等」と題するものでございます。これらの資料は、B法人制度を導入した場合の弊害・問題点及びその防止・解消のための方策についての議論に資するため、現在の共同事業の運用実態や検討の枠組みを明示することにより委員の皆様方の認識を共通化し、議論をより具体的なものにしていくことを目的として作成させていただいたものでございます。

また、既に配布した資料で本日改めて配布させていただきましたものは、資料18以下でございます。資料18は「弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり、外国法及び日本法に関する法律事務を取扱い業務とする法人制度についての検討事項（案）」と題するもので、資料18-1から資料18-10まではその添付資料でございます。本日の協議に使用する場合もあろうかと考えまして、改めて配布させていただきました。

配布資料は以上でございます。

伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、前々回から、「弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり、外国法及び日本法に関する法律事務を取扱い業務とする法人制度」につきまして、弊害・問題点についての検討に入ったところでございますが、この検討に当たりましては類似する外国法共同事業の実態を把握することが有益であるという御意見を踏まえまして、前回、共同事業の御経験のある弁護士や外国法事務弁護士の方からヒアリングを実施しました。

このヒアリングの結果を踏まえまして、今回から弊害・問題点についての具体的検討に入りたいと存じますが、その前に幹事からヒアリングの概要につきまして説明をお願いしたいと思います。

渡邊幹事 それでは、資料21を御覧ください。

前回は、共同事業の御経験のある3名の方からヒアリングを実施しました。

まず、弁護士のX氏からは、「特定共同事業」を御経験されたお立場からお話を伺いました。また、外国法事務弁護士のY氏やZ氏からは、「外国法共同事業」を御経験されたお立場からお話を伺いました。今申し上げたように、それぞれ御経験されたお立場が違うということで、改めて、「特定共同事業」とは何か、「外国法共同事業」とは何か、これらの概要について簡単に御紹介させていただいた上で、出井幹事から、前回のヒアリングの結果を御

説明いただきたいと思います。

「特定共同事業」は、平成6年の外弁法改正時に導入された制度でございます。また、「外国法共同事業」は、平成15年の外弁法改正によって導入された制度でございます。まず、これらの制度の基本的な理念が大きく異なっております。「特定共同事業」制度のもとでは、外国法事務弁護士が弁護士を雇用することが禁止され、また、弁護士と共同事業をすることも原則として禁止され、所定の要件を満たす共同事業が例外的に許容されていたにすぎませんでした。また、これらの規制の実効性を担保するため、外国法事務弁護士が弁護士報酬等の収益の分配を受けることも禁止されておりました。これに対して、「外国法共同事業」制度のもとでは、弁護士を雇用することも、弁護士又は弁護士法人と共同事業を行うことも自由にできるようになり、これに伴い、収益の分配を受けることも自由にできるようになりました。

次に、共同事業の範囲も異なっております。「特定共同事業」は、例外的に許容されていたに過ぎず、一定の範囲に限定されておりました。限定されていた内容は、この表に記載のとおり、二つの類型に限定されております。これに対して、「外国法共同事業」は、共同事業の範囲に特に制限がございません。

また、「共同事業」を行う相手方も異なっております。「特定共同事業」は、5年以上の実務経験のある弁護士としか共同事業を行うことができませんでした。これに対して、「外国法共同事業」は、共同事業の相手方である弁護士に特に制限はございません。

さらに、不当関与の禁止に関する規制も異なっております。「特定共同事業」は、弁護士が自ら行う法律事務、あるいはその他の業務に不当な関与をすることが禁止されておりました。これに対して、「外国法共同事業」は、事業の運営それ自体を完全に一体となって行うことができるようになりましたので、不当関与の禁止の範囲も、弁護士等が自ら行う法律事務であって外国法事務弁護士の権限外の法律事務に当たるもの、例えば、日本法に関する法律事務の取扱いについて、不当な関与をすることが禁止されております。

「特定共同事業」と「外国法共同事業」とではこのような大きな違いがあります。

上の表を御覧ください。共同事業に関与している外国法事務弁護士と弁護士の数の推移を示したものです。データのある2001年から2008年までを記載しておりますが、いずれも弁護士白書より抜粋したものでございます。

2001年当時は外国法事務弁護士が83名、弁護士が338名であったのが、2008年当時には外国法事務弁護士が116名、弁護士が755名となっております。

以上でございます。

伊藤座長 それでは、出井幹事からお願いいたします。

出井幹事 前回ヒアリングを行ったわけですが、かなり時間もたっておりますので、もう一度思い起こしていただく意味で、ヒアリングのまとめを私の方から報告したいと思います。資料20を御覧ください。裏表にかなりはしょってまとめましたので、これを読んでいただければいいのですが、若干口頭で補足しながらお話ししたいと思います。

まず、このまとめですけれども、お三方にヒアリングをしたわけですが、お三方それぞれのお答えをまとめたということでございます。何か3人で一致したものだけを取り上げてまとめるとか、あるいは「この部分はだれだれさん」とかいう、そういうまとめ方ではありません。基本的には、お三方それぞれの御回答があったということだと思います。ただ、その

中でも、項目によっては明らかに答えが分かれた部分もあったと思いますので、それは、例えば1頁の下の「収益分配」というところで、(さまざま)とか、そういう表記をしております。

もう一つ、これはヒアリングの限界ということもあると思いますが、特に今回のヒアリングをするについて何かサーベイをやったりアンケートをとったりということはしておりませんので、したがって、今回選ばれたお三方が全体をリプレゼンしているかどうかということとは分からないということだと思います。ただ、一応3人の方に聞きましたので、この外国法共同事業のかなりの部分はこのお三方によって語られているのではないかと思います。そういう前提でお聞きください。

構成としましては、三つに分けてまとめました。前回の質問も大体この三つに分けて聞いたと思います。まず、外国法共同事業の運営を実際にどのように行っているのかというお話をお聞きしました。それがIの共同事業の運営という大きな項目です。2頁に行っていて、2番目の大きな質問としては、外国所属事業体との関係がどうなっているのかという観点からお聞きいたしました。3番目が、最後に、当研究会で言うところとB法人ですかね、混合法人についてどう思いますかということをお聞きしました。

1頁に戻っていただいて、まず共同事業の「運営」についてでございます。これも幾つかに分けて聞きましたが、まず、アドミニストレーション、共同事業体としての意思決定をどのように行っているのかということをお聞きしました。これは、「日本の弁護士、日弁と外国法事務弁護士とで構成される委員会のようなものを置いて、一定のルールに従って共同で意思決定をしていた」という方が多かったと思います。そして、「重要な事項について意思決定する際には、外弁パートナーは所属事業体の意向を聞いていた」とおっしゃった方もいました。「本店と支店」のような感じがするというお答えもあったと思います。

2番目、今度は「案件を受任」する場合ですけれども、ここで「クライアント・オーナー」という言葉が出てきました。「クライアント・オーナー」、あるいは「ビリング・パートナー」という表現をされた方もいましたが、要するに、これは牛島委員からの質問もありましたが、だれが依頼者を連れてきたかという観点からです。依頼者を連れてきた人が「クライアント・オーナー」あるいは「ビリング・パートナー」になるということであったと思います。この「クライアント・オーナー」と案件を実際に担当する弁護士は別であるということがある。それから、「純粋日本法案件であっても外国法事務弁護士が「クライアント・オーナー」になることがある」という御説明であったと思います。それから、「「クライアント・オーナー」である外国法事務弁護士が日本の弁護士と共同受任することもある」というお話もありました。その大部分は日本法と外国法が混合するような案件であったという御説明であったと思います。

3の「仕事の遂行」ですが、法律に規定されている日本法案件あるいは権限外法律についての不当関与の禁止ということをお聞きしました。不当関与の禁止については、「ルールをつくってそれをきちんと適用している」というお話がありました。一つ特徴的だったのが、法律で規定されているのは外国法事務弁護士が自分の権限外の法律事務に不当に関与することを禁止するというのが法律のルールでございます。しかし、ある方は、その逆ですね、「日本の弁護士がそのエクスパティーズではない外国法に関与することも同じく制限するというルールを設けています」とおっしゃった方もおりました。それから、これも多くの方が、

「外国法事務弁護士には日本法案件はタッチさせていませんでした」とはっきりおっしゃったと思います。

次は、「リーガル・オピニオン」、意見書等を出す場合ですけれども、純粋日本法の意見書は日本の弁護士の名義で作成する。ただし、その弁護士がクライアント・オーナーではない場合、「外国法事務弁護士がクライアント・オーナーである場合には、クライアント・オーナーである外国法事務弁護士がカバーレターを書いて依頼者に提出しています」という御説明がありました。それで、外国法事務弁護士の役割ですけれども、外国法事務弁護士が外国の依頼者のインターフェースになるという単にそれだけではなく、それから翻訳とか事実調査にとどまらず、「品質管理」という言葉をお使いになっていたと思います。品質管理の観点から、意見書を実際に作成する日本の弁護士に、「もう少しここは詳しくした方がいいのではないかとか、逆にもう少し簡単にした方がいいのではないかとか、そういうアドバイスというか、共同作業になる」とおっしゃっていたと思います。それから、これは一部の方でしたが、共同事業における意見書作成等あるいは仕事の遂行全般について、「日本の弁護士のパートナーがよほどしっかりしていないと外国側の言いなりになる可能性がある」とおっしゃっていた方もおりました。

次は「依頼者への請求」ですが、これはほとんどの方が「クライアント・オーナーが請求するのが自然ですね」ということをおっしゃっていたと思います。

それから「収益分配」ですが、ここは各共同事業でさまざまであったと思います。一定のフォーミュラに基づいて利益を分配する、それから費用を分担するという方。それから、「クライアント・オーナーは共同事業の中でも一定のクレジットを有している」とおっしゃった方もいました。これは収益分配ですので、それぞれの組合あるいはパートナーシップでそれぞれの決め方があるということで、性質上そういうことであると思います。

以上が共同事業の運営についてのまとめです。

続きまして、外国所属事業体との関係ということでお聞きしたところをまとめました。

まず、日本の共同事業と外国所属事業体との間の関係ですが、これも問題の性質上さまざまな関係があったということだと思います。「日本の共同事業と外国所属事業体との間には、名称使用等に関する契約がある」とおっしゃった方もいました。それから、「日本の共同事業と外国所属事業体との間でコスト分担の取決めや事務費を外国所属事業体に払う、そういう関係がある」とおっしゃった方もいました。それから、相互に依頼者や案件を紹介することがあるということを前提にして、その紹介の対価、これは「リファール・フィー」とか「オリジネーション・フィー」とかいろいろな呼び方をされていましたが、そういうものを観念することができる。ただし、この点についてお答えのあった方は、「実際のお金のやり取りはないのだ」とおっしゃっていたと思います。「日本から外国への支払いがない、あるいは外国から日本への支払いはない」とおっしゃっていたと思います。「日本にプールされていて、逆の紹介もあるので、実際にはそうやって支払いがないようにしていた」という御説明だったと思います。それから、逆に、「リファール・フィーとかオリジネーション・フィーというのは全くありません」とおっしゃっていた方もいました。正にさまざまであったと思います。

それから、外弁パートナーと外国所属事業体との関係ですけれども、これもさまざまです。「外弁パートナーの収益の分配は日本の共同事業体から受けます」とおっしゃっていた方も

いましたし、「日本の共同事業のパートナーである外弁のうち、少なくとも一部は外国所属事業体のパートナーでもある」と、そういう方もいました。その外国所属事業体のパートナーでもある方は、外国所属事業体の運営に関して費用負担がある一方、一定の報酬もその外国所属事業体から受けているという御説明であったと思います。

以上が外国所属事業体との関係でございます。

最後に、まとめとして、この混合法人について、ニーズ、それからそれを認めるかどうかについてどういうお考えですかということ、御意見があればということでお聞きしました。

これもお三方それぞれお答えいただいたわけですが、法人の設立が許容されることにより複数の事務所を設けることができるようになるメリットがありますが、税務の問題等があるので余り利用しないのではないかとおっしゃった方もいました。

それから、外弁のみが社員となる法人については、「外弁が1名から2名の事務所にニーズがあるのではないか。」。それから、混合法人については、「外国法共同事業の相手方が弁護士法人である場合は導入するメリットがあるのではないか。」。また、「現に東京で外国法共同事業を行っている外弁でも、東京以外の地域に事務所を設けたいという場合はニーズがあるのではないか。」というお話もあったと思います。このような場合には、混合法人制度を導入するメリットがあるのではないかとおっしゃっていました。更に、既に法人形態をとっている事務所では、プロモーションをする、プロモーションと言うのは昇進ですね、「外国法事務弁護士の昇進という面からも、外国法事務弁護士を法人の社員にすることができるようにしてもらいたいということはあるのではないか。」というお話もありました。そういうニーズはあるのではないかというお話に加えて、制度論としては、「いずれにせよ混合法人を含め外国法事務弁護士を認めない理由はないでしょう。」というお話があったと思います。

もうお一方は、「外弁の実態把握がやはりできていない。」という御指摘がありました。それを前提として、「法人業務の名のもとに外国法事務弁護士が権限外の法律事務を行うおそれがある。」とおっしゃっていて、したがって「監督措置が必要になるのではないか。」とおっしゃっていました。「外国法共同事業法人、混合法人の法人化については、結論としては、現時点では慎重に考えるべきであって、消極である。」とおっしゃっていた方もおりました。

以上、かなりはしょってしまいましたが、幹事の方で前回のヒアリングをまとめたものを、皆様の記憶喚起のために報告いたしました。

伊藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、弊害・問題点についての具体的検討に入りたいと思いますが、委員の皆様にご議論いただきたい点について、幹事に骨子をまとめていただきましたので、皆様の御参考という意味で、渡邊幹事から説明をお願いいたします。

渡邊幹事 B法人制度の具体的な弊害や問題点について委員の皆様にご議論いただきたいと事務局で考えている論点につきましては、本日改めて配布しました資料18に記載させていただいたところです。その中でも、特に中心的にご議論いただきたいと考えております点を資料22にまとめました。

資料22を御覧ください。

まず、「検討の基本的枠組み」でございます。B法人制度、すなわち「弁護士及び外国法

事務弁護士が社員となり、外国法及び日本法に関する法律事務を取扱い業務とする法人制度」のごとでございますが、このB法人制度は、弁護士又は弁護士法人以外の者による法律事務の取扱いを禁止した弁護士法第72条の特則となるものでございます。したがって、このようなB法人制度を創設する場合は、弁護士法第72条の趣旨を損なうこととならないかどうか、これが一番大きな問題点になります。これを具体化しますと、外国法事務弁護士も社員となるB法人が日本法に関する法律事務を取り扱うことにより、国民の法律生活の公正かつ円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することとならないかどうかといった観点から、具体的にどのような弊害・問題点が考えられるかについて検討を進めることにならうかと考えております。

具体的にどのような弊害・問題点が考えられるかという点については、次の2. 以下で記載しております。

まず、「外国法事務弁護士に社員資格を付与することについて」でございます。

外国法事務弁護士については、日本法に関する知識・能力についての制度的担保がなく、日本法に関する法律事務の取扱いが禁止されております。このような外国法事務弁護士に対してB法人の社員資格を付与しますと、外国法事務弁護士が社員である地位を利用して、B法人による日本法に関する法律事務の取扱いに関与するおそれがあるのではないかと、こういった考え方があろうかと思っておりますが、これについてどのように考えるか。

さらに具体的に申し上げますと、B法人による日本法に関する法律事務の取扱い、意思決定の場面、執行の場面があろうかと思っておりますが、社員である外国法事務弁護士が直接的に意思決定や執行に関与するおそれがあり、又は社員若しくは被用者である弁護士を介して間接的に関与するおそれがあるとの考え方がありますが、どのように考えるか。

このような弊害内容・程度については、既に現行法では組合形態である外国法共同事業がございますが、この外国法共同事業の場合と、法人形態であるB法人の場合とで異なるのか、異なるとした場合、具体的にどのように異なるのか、この点が、御議論いただく上で一番大きなポイントにならうかと思っております。

次に、これまでの検討では、外国法事務弁護士も社員となるB法人が日本法に関する法律事務を取扱い業務とすることにより、我が国における弁護士業務の在り方、特にその公益的側面に何らかの変容を来すことになるのではないかと、御指摘もあつたかと思っております。このような考え方についてどのように考えるか。

このような問題意識につきましては、既に組合形態である外国法共同事業がありますが、この外国法共同事業の場合と法人形態であるB法人の場合とで異なるのか、異なるとした場合、具体的にどのように異なるのか、このあたりも明確化して御議論いただきたいと思っております。

次に、「社員である外国法事務弁護士が外国ローファームに所属している場合について」でございます。

先ほども申し上げた弊害・問題点については、社員である外国法事務弁護士がいわゆる外国ローファーム、法律では所属事業体という言い方をしておりますが、外国ローファームに所属する場合とそうでない場合とで異なるのか、異なるとした場合、それは具体的にどのように異なるのか。

イメージしにくいかと思っておりますので、事務局の方で具体例を考えてみました。例えば、外

国ローファームの中には、各国の弁護士を多数擁して国際的に業務展開し、その広範なネットワークを活用しながら顧客に対して総合的な法律サービスを提供しているところもございます。社員である外国法事務弁護士がこのような外国ローファームに所属する場合には、各国の所属弁護士の協働による総合的法律サービスを顧客に提供できるメリットがあります。その一方で、その外国法事務弁護士がその外国ローファーム又はその所属外国弁護士と密接な関係を有するがために、このような関係を通じて外国ローファームなどが、B法人による法律事務の取扱いについて、社員である外国法事務弁護士を介して間接的に関与するおそれがあるのではないかと。したがって、特にB法人による日本法に関する法律事務の取扱いについては、それだけ社員である外国法事務弁護士が直接的に関与したり、あるいは社員又は被用者である弁護士を介して間接的に関与するおそれが高まるのではなからうか。ひいては、B法人の名のもとにその外国ローファームなどが日本法に関する法律事務を実質的に取り扱っているとの評価を免れない事態も生じることになりはしないか。このような考え方も出てくるかもしれません。このような考え方について、どのように考えるかということで、御提示させていただきました。

もっとも、このような弊害の内容・程度につきましては、繰り返し申し上げているとおり、組合形態である外国法共同事業が既に制度として認められておりますので、この外国法共同事業の場合と法人形態であるB法人の場合とで異なるのか、異なるとした場合、具体的にどのように異なるのかということをお議論いただきたいと思います。

最後に、4. ですが、「弁護士業務に関する他の専門職との協働関係の在り方との関係について」でございます。

これは確認という位置付けになるかと思えます。B法人制度を創設することの是非についての検討は、弁護士と外国法事務弁護士との間の提携・協働関係の在り方について検討を加えるものと考えております。すなわち、渉外的法律サービスの分野において弁護士と外国法事務弁護士とが提携・協働関係を構築する必要性が一層高まっている現状にかんがみ、組合形態での外国法共同事業や相互の雇用という現行制度に加えて、新たにB法人制度を創設することの是非を検討するものでございます。弁護士とそれ以外の専門職との提携・協働関係の在り方については、専門職ごとに問題状況が異なるとの基本的認識に基づくということであれば、当研究会での議論は、外国法事務弁護士以外の専門職との間の提携・協働関係の在り方について直ちに影響を与えるものでないという考え方ができると思えますが、このような考え方についてどのように考えるかということで、念のため御提示させていただきました。

次に、資料23を御覧ください。

ただいま、具体的弊害・問題点についての骨子を御説明させていただきましたが、その中で度々、既に制度化された外国法共同事業との違いについて御議論いただきたいということをお申し上げてまいりました。そのような議論をしていただくに当たって、この外国法共同事業に係る規制等の概要について御説明した方がよいと考えまして、その概要を示した図を作成させていただきました。

この資料23の図に沿って、B法人制度と類似する外国法共同事業について、①どのようなルールが設けられているのか、②そのようなルールが守られているかどうかについて実効的な監督を行うためにどのような仕組みが設けられているのか、この2点について御説明したいと思います。

まず、この図の見方を御説明します。水色の人型は外国法事務弁護士を示しております。ピンク色の人型は弁護士を示しております。緑色の人型は依頼者を示しております。やや黒い色の人型は弁護士法第72条などに違反する者を示しております。

設例は、弁護士1名と外国法事務弁護士1名とが外国法共同事業を行っており、弁護士1名を雇用している、このような関係を想定した例でございまして、紫色の枠で囲って示しております。

これから、依頼者からの依頼を受けて、外国法共同事業として委任事務を処理するに当たり、どのようなルールが設けられているかということをお説明しますが、そのルールは、矢印と吹出しで示しております。水色の外国法事務弁護士に関するルールにつきましては水色で、ピンク色の弁護士に関するルールにつきましてはピンク色で、外国法事務弁護士及び弁護士の双方に関するルールにつきましては紫色で示しております。吹出しの中には、黒塗りのひし形と白抜きひし形がございまして、黒塗りのひし形は法律による規制でございまして、白抜きひし形は日弁連の会則・会規による規制でございまして、外国法共同事業や雇用において想定される弊害の発生を防止するために、外弁法においては基本的ルールを定めており、また、その趣旨を踏まえて、懲戒権を含む指導・監督権限を有する日弁連が細目的ルールを会則・会規で定めているとご理解頂けたらと思います。この図では、具体的な会則・会規名を記載しておりませんが、例えば、日弁連の会則、外国法共同事業に関する規程、外国法事務弁護士による弁護士又は外国法事務弁護士の雇用に関する規程等から引用しております。これらの違反行為につきましては、懲戒の対象、場合によっては罰則の対象となります。

次いで、そのようなルールがきちんと遵守されているかどうかについて実効的な監督を行うためにどのような仕組みが設けられているかということをお説明しますが、この点については、日弁連及び所属弁護士会が外国法事務弁護士及び弁護士に対する指導・監督権限を有しておりますので、このような指導・監督の関係を黄色で示すとともに、日弁連等に付与された指導・監督に関する具体的な権限を黄色の矢印で示しております。

それでは、まず、どのようなルールが設けられているかということをお説明します。

大きく分けて四つございまして。

まず、一番重要なところですが、この図の中央上あたりの吹出しになりますが、外国法事務弁護士の権限は一定の範囲に限定されておりますので、権限外法律事務の取扱いが禁止されている、こういうルールがございまして。また、この点に関連して、依頼者に対するルールがございまして。さらに、図の紫色の枠の中にある吹出しになりますが、外国法共同事業の内部におけるルールがございまして。また、図の左下の吹出しになりますが、この共同事業の外部者との関係について非弁提携の禁止というルールがございまして。

なお、権限外法律事務の取扱い禁止のルール、依頼者に対するルール、非弁提携に関するルールは、いずれも、外国法事務弁護士のみで業務を遂行する場合にも適用されるルールでありまして、弁護士等と外国法共同事業を行っているか否かを問うものではございません。外国法共同事業を行う場合のルールの全体像を御理解いただく趣旨で、あえて記載させていただきました。

それでは各論に入りたいと思います。まず、権限外法律事務の取扱い禁止のルールについて御説明します。

外国法事務弁護士は、原資格国法及び指定法に関する法律事務、そのほか一定の場合に特定外国法に関する法律事務を取り扱うことができます。重要なのは、日本法に関する法律事務を取り扱うことができないということでございます。また、その権限外法律事務を取り扱ってしまった場合、その違反行為については、懲戒の対象となりますし、特に違法性の高い類型のものは罰則の対象にもなっております、規制の実効性が担保されております。

具体例を申し上げますと、例えば、ニューヨーク州法を原資格国法とする外国法事務弁護士を想定します。その外国法事務弁護士は、ニューヨーク州法に関する法律事務を取り扱うことができます。このニューヨーク州法に関する法律事務の意義ですが、これは外弁法上に定義規定がございまして、原資格国法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務ということでございます。例えば、従たる部分に日本法が適用される案件であっても、ニューヨーク州法に関する法律事務ということになります。もともと、ニューヨーク州法に関する法律事務であっても、原資格国法であるニューヨーク州法以外の法、この例で言うところには日本法がそれに当たりますが、その日本法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見を表明することが外弁法上禁止されております。このような行為のうち、日本法の解釈又は適用についての書面による鑑定行為を行った場合は、特に違法性が高い行為として刑事罰の対象となっております。他方、それ以外の鑑定行為等は懲戒の対象となっております。また、外国法共同事業として、弁護士及び外国法事務弁護士が依頼者から案件を受任することができますが、その委任事務処理に当たっては、担当弁護士、担当外国法事務弁護士は、それぞれの権限の範囲で法律事務を取り扱うことには変わりはありません。

このように、外国法事務弁護士は、権限外法律事務の取扱いが禁止され、懲戒又は刑事罰によって担保されているのですが、依頼者がこのような外国法事務弁護士の権限を誤解し、不測の損害を被ることがないように、外国法事務弁護士が適正に業務を遂行することを確保するためのルールを設ける必要がございます。前回、越委員が、例えば外国法事務弁護士が日本人であった場合を想定したらどうか、見た目は弁護士なのか外国法事務弁護士なのかよく分からないとの御発言もありました。そこで、依頼者を保護するために一定のルールが設けられております。このルールが図の中央上あたりにある吹出しでございます。

まず、業務遂行時の資格表示義務がございまして、外国法事務弁護士が依頼者と打合せをする場面をイメージしていただきますと、自分は外国法事務弁護士であって原資格国は何々国ですということを説明しなければならないことになっております。また、指定法に関する法律事務を取り扱う場合、例えばカリフォルニア州法の案件を取り扱う場合は、これは、自分の原資格国法ではないけれども、指定法であることを表示しなければならない。また、依頼者と打合せ等をする場合は名刺等を交換されると思いますが、その名刺等については原資格国法及び指定法をきちんと表示しなければならないことになっております。さらに、依頼者が外国法事務弁護士の事務所に訪れて打合せをすることがあると思いますが、その場合の外国法事務弁護士の事務所の名称や事務所の標識について一定の義務が課されています。事務所については、「外国法事務弁護士事務所」という名称を使用しなければならないことになっておりますし、事務所内の標識には、原資格国法及び指定法を掲示しなければならないことになっております。これらにつきましては、その様式についても定められております。また、この設例のように、弁護士と外国法事務弁護士とが共同事業を行う場合についても、依

頼者保護のためのルールが設けられておりまして、原則として、事務所の名称に、外国法共同事業を営む旨と外国法共同事業の相手方である弁護士又は弁護士法人の事務所の名称を付加しなければならないことになっております。また、依頼者から案件を受任する際には、担当の弁護士、担当の外国法事務弁護士は、その依頼者に対し、各自の権限とその各自の法律事務の範囲をきちんと明示して説明しなければならないことになっております。

以上が依頼者保護のためのルールでございます。

次に、外国法共同事業の内部におけるルールについて御説明します。

外国法事務弁護士については、権限外法律事務の取扱いが禁止されているのですが、こういった禁止行為に及ばないように、その一步前の段階での行為規制がかかっております。まず、図の紫色の枠内の左上になりますが、外国法事務弁護士が、共同事業の相手方である弁護士が自ら行う法律事務であって外国法事務弁護士の権限外法律事務に当たるものの取扱い、例えば、共同事業の相手方である弁護士が行う日本法に関する法律事務の取扱いについて不当な関与をすることが禁止されております。

また、紫色の枠内の右下になりますが、外国法事務弁護士が、被雇用弁護士に対して、権限外法律事務の取扱いについての雇用関係に基づく業務上の命令の禁止等が定められております。まず、外国法事務弁護士の権限外法律事務の取扱いについて、雇用関係に基づく業務上の命令をすることが禁止されております。また、このような業務上の命令以外の態様での不当な関与もあると考えられることから、被雇用弁護士が自ら行う法律事務であって外弁の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて不当な関与をすることも禁止されております。そのほか、日弁連の会規では、命令に従わないことを理由とする解雇等の不利益処分が禁止されております。

この点に関連して、被雇用弁護士に対するルールも定められています。まず、法律では、業務上の命令を受けて外国法事務弁護士の権限外法律事務の取扱いに関与しても懲戒等の責任を免れないという確認規定が置かれております。また、日弁連の会規上は、外国法事務弁護士が行う権限外法律事務を処理し、関与することが禁止されております。さらに、被雇用弁護士が個人事件として受任する場合の規定も定められております。この場合、依頼者の立場からすると、外国法共同事業で受任するのか、被雇用弁護士が独立して個人受任するのかよく分からないということがありますので、被雇用弁護士が個人受任する場合には、自己の計算で独立して受任する義務、外国法事務弁護士が受任するとの誤解を生じないように適切に説明する義務、職務の独立が損なわれることのないよう自立的に行動する義務、こういった義務がそれぞれ課されているところでございます。

最後になりますが、非弁提携の禁止に関するルールについて御説明します。

弁護士法第72条は、弁護士又は弁護士法人以外の者による法律事務の取扱いを原則的に禁止しておりますが、弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士が、弁護士法第72条等に違反する者と一定の提携関係に立つことでそのような違法行為を助長するおそれがあることから、これを防止する趣旨で、弁護士等については、弁護士法第72条等に違反する者との一定の提携行為が禁止されております。このような助長行為にはいろいろな類型が考えられるところですが、そのうち、事件の周旋を受けること、あるいは名義を利用させること、この二つの類型の提携行為が特に禁止されております。その違反行為は罰則の対象となっておりまして、法定刑は2年以下の懲役又は300万円以下の罰金とされております。このルール

は、弁護士や外国法事務弁護士がそれぞれ個人として業務を行っている場合もそうですし、設例のように外国法共同事業を行っている場合にも適用があります。

以上、外国法共同事業についてどのようなルールが設けられているのかということをお説明しました。

次に、このようなルールが守られているかどうかについて実効的な監督を行うためにどのような仕組みが設けられているかについて御説明します。

これまで御説明したルールの実効性を確保するためには、ルールがきちんと守られているかどうかを監督することができなければなりません。そのような監督を実効的に行うためには、まずは、外国法共同事業に係る基礎情報が必要ということになります。監督に必要な基礎情報については、いずれも弁護士や外国法事務弁護士に対し届出義務が課されております。

図の右上を御覧ください。外国法共同事業の具体的なありようは、先ほども申し上げたとおり、共同事業の範囲に制限がなくなったため、外国法事務弁護士と弁護士との契約によって自由に定めることができるようになりました。したがって、このような外国法共同事業をきちんと監督する上では、その内部関係に関する情報が必要不可欠ということになりますので、そのような情報を届け出る義務が課されております。特に重要なところだけ申し上げますと、上から二つ目の白抜きのひし形の部分、「外弁、弁護士の共同の届出義務」という部分のうち、一番下のポツ、「契約事項」とあるところを御覧ください。外国法共同事業に係る契約事項のうち、例えば、出資に関する事項や運営に関する事項の決定方法などを日弁連に届け出る義務が課されております。また、これらの事項は契約によって定まっておりますので、これを裏付ける契約書の保存義務も課されております。雇用につきましても、ここに記載のあるような届出義務が課されております。

この届出義務は日弁連に対する義務でございますが、所属弁護士会にも指導・監督権限が付与されておりますので、日弁連へ届出された情報については、基本的に、日弁連から所属弁護士会に通知することとなっております。

そして、このような外国法共同事業に関する基礎情報のほか、外国法共同事業として実際に案件を受任して委任事務を処理していく上で、依頼者、相手方当事者、その代理人、あるいは外国法共同事業の内部の関係者の方々から、例えば、外国法事務弁護士が権限外法律事務を取り扱っているのではないかとといった違反行為に関する情報が日弁連等に寄せられることも考えられます。このようにして寄せられた情報に基づいて、権限外法律事務の取扱い禁止、不当関与の禁止といったルールに違反しているのではないかという疑いが生じた場合には、日弁連等には、外国法共同事業に係る弁護士や外国法事務弁護士に対して調査をする権限が付与されております。図の括弧書きにもありますが、外国法共同事業に係る契約書を提出することを求めるなどの調査権限が付与されております。また、外国法共同事業に係る弁護士や外国法事務弁護士に対しては、この調査に協力する義務が課されております。

以上、長くなりましたが、外国法共同事業に係る規制等の概要について御説明しました。
伊藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま幹事からいろいろな点についての説明がございましたが、それを踏まえまして、先ほど私が申しましたように、法人を創設した場合の弊害がどのようなものとして考えられるか、この点について本日は特に御議論をいただきたいと思っております。各委員からの御議論、御意見を伺いたいと思っておりますので、どなたからでもどうぞ。

下條委員 私は平成15年の改正に関与していましたので、やはり真っ先に発言すべきだろうと思って発言させていただきます。

御存じのように、平成11年に司法制度改革審議会の意見書が出されまして、その意見書に基づいて司法改革推進本部というのがつくられ、そこで11の検討会が設けられ、3年以内に報告せよということで始まったわけです。その検討会の一つに国際化検討会というのがございます、正にこの共同事業を中心に検討をした次第です。

先ほど幹事の方から資料22でいろいろ問題点を御指摘いただきましたけれども、これはデジャビュと申しますか、いずれにしてもそのときに検討された問題であるわけです。そして、そのときの検討の結果、先ほど御説明のあったような不当関与の禁止とか雇用関係に基づく業務上の命令の禁止とかの規定が設けられた次第です。そういう意味で、これらの問題は既に討議された問題であって、私自身としては、法律事務所を組合形態ですか法人形態ですかは単に法律事務所運営のピークルにすぎないものであって、その間には何ら差異がないと思います。ただ一つ差異があるとすれば支店ですけれども、支店については後で申し上げたいと思います。したがって、組合形態であれ法人形態であれ、何ら差異はありませんので、幹事の方から最後にいわれた、組合形態である場合と法人形態である場合とで異なるかという問題については、何ら異なるところはないと思います。したがって、今回特に何かをする必要があるかということに関しては、組合形態で設けられた不当関与の禁止とか業務上の命令の禁止とかと同じ規制を入れれば、それで済むものと考えております。

それから、4の弁護士業務に関する他の専門職との協働関係の在り方等の関係について、ここには幹事の方で組合形態と法人形態で異なるのかという丸がついていませんけれども、これも全く同じで、組合形態であろうと法人形態であろうと変わるところはないと思います。というのは、MDPと我々は呼んでおりますけれども、Multi Disciplinary Practice ということで、さまざまな倫理規範に従う者間のパートナーシップという問題ですので、そもそもパートナーシップでも問題になるわけです。すなわち組合形態でやっている場合にも問題になるものですから、平成15年改正のときから問題になっているわけです。一番最初に問題になったのは公認会計士事務所と弁護士との間のMDPだったわけですが、この点についても組合形式と法人形式とで変わるところはないと考えておりますから、これはもう既に以前からある問題であり今回あらたに出てきた問題ではありません。したがって、この点については、現在のところ、共同事業の場合と同じように、同じ日本弁護士連合会の監督下に服する弁護士と外国法事務弁護士との間の協働のみを認めるということでよいのではないかと考えます。

それから、先ほど後に残しました唯一の相違点である支店を設けることができるということですが、支店を設けるときには、それは混合法人の構成の問題として常駐義務を課することになると申しますが、では支店を設けたら必ず外弁と日本弁護士が常駐しないといけないのか、そのあたりは単にどのように構成するかという問題ですので、今後考えていけば済む問題と考えております。

伊藤座長 ありがとうございます。

ただいまの下條委員の御意見に関係することでも結構ですし、それ以外の点でも結構ですが、どうぞ御自由に御発言ください。いかがでしょうか。

牛島委員 共通する部分があるということは間違いないと思うのです。問題は、どこまで共通

しているのか、すべてが共通しているのか、それともすべてが共通していないのかということだろうと思います。何人かが集まってやるわけですから、共通する部分が多いということは間違いないと思うのです。

一番の違いは、前にも申し上げたかもしれませんが、法人ができると、現在の弁護士法の弁護士法人を前提として考えます限り、法人そのものが法律事務を行うことになっています。したがって、現在の弁護士法人を前提として混合法人をつくることになれば、混合法人という法人そのものが法律事務をやることになるのだらうと思うのです。そこに現在の外国法共同事業との違いがあります。現在の外国法共同事業は民法上の組合その他ですから、あくまでも個人すなわち外弁又は日本の弁護士が法律事務を行う。そこには、不当なことをやる方はいないという前提でお話ししてはいますが、資格と実際に自分がやることにそごがないと思います。また、混合法人であれば常にそごできるとも思えません。混合法人が法律事務をやるという場合に、例えば混合法人の大部分が外弁の方で、代表者も外弁の方である。これがどういうものになるか分かりませんから仮説にすぎません。その混合法人は当然日本法の法律事務ができる。混合法人ですからできるだろうと思います。そうすると、それは混合法人の代表者である外弁の方がおやりになるのだらうか。つまり、外弁の方がおやりになると考えると、これは実は個人がやっているという旧来の外国法共同事業の発想を引きずっているわけであって、日本の現在の弁護士法人という発想を前提にする場合は、法人そのものが法律事務をやるわけです。そうすると、外弁さんが大部分である混合法人が日本法の法律事務をやることになる。これについてはどのように考えるべきかという問題が残っているのだらうなという気がしております。

この資料23は大変うまくできている図だと思います。ただ、私から見ますと、これはこういう見方もあるという以上のものではありません。私から見ますと、ここでもう一つ可能性として、あるいは見方としてあり得るのではないかと思うのは、この外弁を中心として、もちろんすべての外弁ではありません。しかし、ある場合における外弁については、この外弁は世界のパートナーシップのパートナーである。たまたま日本では外国法事務弁護士資格というものが要求されているので、外弁資格をお取りになって、日本で外国法共同事業をおやりになっている。将来混合法人ができれば混合法人をおやりになる。こういうことだろうと思うのです。そうしますと、この外弁の方は、世界にあるパートナーシップの一員として日本にいらっしゃる。これはあるいは現在の組合による外国法共同事業でも同じなのかもしれません。そうなりますと、これから先も推測というか仮定を続けるわけですが、この外弁が組合に、あるいは将来の混合法人であれば混合法人に出資するという出資は、この方個人のものではない場合が多いだろうと思います。つまり、その方は世界のパートナーシップの使命を帯びて来られるわけですから、名義はともあれ、そのパートナーシップが支出する。当該国の法制上は個人でなければならぬならばそれは個人にするかもしれませんが、実質的な意味ではその背景にあるパートナーシップが出す場合が多いだろうと仮定いたします。パートナーシップが出すということであれば、当然そのパートナーシップはその見返りを前提としているわけですから、オーナーシップ、つまり株式会社を例えて申せば株主あるいは株式の問題、そして当然その反対側にあります配当の問題、これがどのようになっていくのかなということを考えます。つまり、この外弁と弁護士という対比だけを見ていけば、あるいはそれだけを見れば十分という考え方もありますが、この図に隠れているものは外

弁とその向こう側に広がっている世界のパートナーシップで、実質的にはこの世界のパートナーシップと日本の弁護士とのジョイントベンチャーの形になる場合があるのではないか。

これで混合法人の問題にまた戻りますが、そのジョイントベンチャーが混合法人の実質的な運営をするということは何を意味するか。そう考えますと、もちろんこれは混合法人のつくり方によると思いますが、先ほど仮定いたしましたように、混合法人の大部分の出資、あるいは社員が外弁の方であるということになれば、その外弁の方は背景としてのパートナーシップの一員としても活動されるわけですから、そしてその外弁の方の出資、比喩的に言って株式は、実質的にそのパートナーシップが出しているという仮定です。配当もそこに送られるという、これも仮定です。そうなりますと、この外弁の方は実はその背景にあるパートナーシップの意を呈してこの混合法人を経営されるのではないか。どういう弊害防止ができるかというのは、これは今全く申しておりません。ただ起き得ることを申し上げているだけです。問題提起申し上げているだけなのですが、その場合に、そのようなジョイントベンチャーである混合法人というものは、実質的に外弁の方の背景にあって見えないところの世界のパートナーシップによって経営されている、運営されていることになるのではないか。仮にそうだといたしますと、日本法のプラクティスをその方々がおやりになるということになるのではないか、こういう面があり得るのではないかということが問題提起のつもりです。これが正しいかどうかということも議論はあると思いますが、それに対する弊害防止措置が何であるかということも議論の対象だと思いますが、そういう観点も加えていいのではないかなという一つの問題提起をいたしたいと思います。

伊藤座長 私の理解が正確かどうかですが、牛島委員が前半におっしゃったのは、法人ができたときにはその法人そのものが法律事務を行うようになる、そこはパートナーシップ方式あるいは共同事業方式とは根本的に違うところだということ。後半におっしゃったのは、そのことによって何らかの弊害が考えられるとすれば、外国パートナーシップのパートナーが法人の社員になっているような場合にその弊害が加速されるおそれがあるのではないか、こんな御趣旨の御指摘だったと理解してよろしいですか。

牛島委員 正に加速と座長におっしゃっていただいたとおり、そうでない場合もスピードはあるのですが、更に加速されるのではないか。正に座長のおっしゃるとおりでございます。

伊藤座長 分かりました。

松木委員 日本の弁護士だけからできている弁護士法人の場合でも、法人としての行為になるわけですよね。法人ということは同じですよね。ということは、その法人の行為としてやるのだと、そこにいる弁護士ではなくて、そこに雇われている事務員の人が何らかの格好で権限委譲されて、そこで法人としての何かの行為をやる、それはやってはいけないわけですね、日本の法人の場合には。

牛島委員 私がお答えしているのか。いいですか。違ったら御指摘ください。

それはやってはならないということに理解されています。

松木委員 そうすると、その部分と混合法人のところと余り差がないような気がするのです。ですから、そのやってはいけない人の種類が、従業員なのか、外国法の弁護士の人なのか、そのテクニカリティのところでも整理すれば、そこは理念上のものは何かあるのかもしれないですけれども、その部分の弊害防止措置みたいなものを何かやっていけばうまく切り分けることができるのではないのでしょうか。

例えば、確か弁護士法人のところでも、訴訟関係事務というのは、弁護士法人がなるのではなくて、個別の弁護士がならなければいけないという規定になっていると思いますので、これと似たようなことをそれぞれのできる業務のところできり分けるというような規制を、ちょっとディテールの方に入ってしまうのかもしれませんが、何かそのようなものをどうやったらできるのかというのを考えておく方が、先ほど下條先生がおっしゃったとおり、我々の方から見て何か余り差がないのではないかとということもありますので、何かどこかで問題があるとすれば、その部分を分ける方策を考えていく、その議論をするのがいいのではないかと思います。

それから、2番目の、外弁の後ろにパートナーシップがいて、何かその影響を受けてしまうのではないかとということですが、多分そうなのだろうと思います。それは外国法共同事業のときでも変わらないだろうと思うのです。外国法共同事業で個人の弁護士が来ているとなっていては、我々から見ると、その個人の弁護士ということもありますけれども、やはり大手の法律事務所の共同事業ということになっているとすれば、我々が見ているのは個人の弁護士でもあり、その人がどこから来ている人かというのは当然見ています。プラス、これも不当関与というところの問題になるのだろうと思うのですが、先ほどのインタビューのところでも「品質管理」という言葉が出ていましたけれども、弁護士事務所としてワールドワイドでやっているときには、その「何々弁護士事務所」という名前があったら、そこで出てくるプロダクトは世界中である一定の品質をキープしていなければそういうものとは認めないということにしています。こういったことはクライアントから見れば非常にいい規定にもなります。これは不当な関与でもないのだろうと思います。現行法上どうなるのかはよく分かりませんが、そういうところでいくと、そうではないもので不当関与なり何なりになって駄目なもの、そのような規制できちんとするものがあるのかというと、これも「今までのものをそのままやるということでは駄目なのかな。」、「それで多分尽きているのではないかな。」と感じます。私の私見がかなり入りますが。

伊藤座長 どうもありがとうございました。

ただいまの松木委員の御意見を踏まえて、いかがでしょうか。

杉山委員 私も、今までの皆さんの話を聞いて、下條先生や幹事の方からも説明がありましたように、共同事業にはこのような弊害防止措置ができていますね。それで混合法人をつくったとしても、そんな差はないのかなと思います。むしろ、今あるこの弊害防止措置が本当に十分機能しているのかどうか、それから、混合法人をつくったときに、先ほど加速されるという指摘がありましたけれども、果たして現行のそういう枠組みで対応できるのかどうか。ヒアリングでも監督措置が必要だとの意見が出たのは、そういう心配を指摘された方がいると思うのです。ここで聞きたいのは、日本弁護士連合会が監督機関になっているわけですね。自主規制団体ですから。資料23に「届出義務」を課して、「調査権限」で「契約書を提出等」となっていますが、今までにそういう弊害が起きて調査権限を行使したケースがあったのかどうか、具体的にどのような調査をされたのかどうか、果たして現行の調査権限で十分なのかどうか、そういう点が分からない。それから、前回も議論になりましたけれども、専門職の自主規制団体としての公認会計士協会との比較で言うと、日本公認会計士協会というのは、品質管理レビューで、本当に粉飾決算をやっていないかどうかチェックしますね。調査しています。それでも最近なかなか粉飾決算がおさまらないという

ので、金融庁の方で公認会計士・監査審査会という組織を作って、そこが公認会計士協会の品質管理が適切かどうかをチェックし、問題が起これば立入り検査をやるのですね。弁護士の場合は、法務省と日弁連の関係で言うと、国家権力に対する独立性ということがあって、日本弁護士連合会はそういう意味では政府から独立してチェックし、監督を任されている。つまり国民がそういう団体になっているわけですね。そういう点から見ると、しっかりやってもらわないと本当に困るわけです。何のために弁護士資格を与えて日本弁護士連合会がそういうことをやっているかとなると、弁護士に対する信頼感があるからやっていると思うのです。そこら辺が本当にしっかりしているのであれば、つまり現行の外国法共同事業に係る規制がしっかりしているのであれば、B法人、混合法人をつくっても十分対応できると思うのです。そこら辺の仕組みがちよっと分からないというのがあって、分かれば教えてほしいということです。

伊藤座長 ただいまの杉山委員からの御質問に関してはどなたにお答えいただいたらよいですか。さまざまな調査権限や届出義務の履行状況等については。

牛島委員 では、私の知る範囲で。下條先生、補足があったら是非お願いします。あるいはほかの方も。

まず、今の御質問に端的にお答えしますと、そのようなことで御質問いただいた外国法共同事業等も入れても、深刻な懲戒申立案件とかそういったことは、私の知る範囲では、なかったらと思います。まずそれが第一の答えのつもりで、ちがったら是非御訂正ください。

二つ目といたしまして、これは私の主観も混じりますので更に訂正いただく必要があるかもしれませんが、先ほど御指摘いただいた、調査をする手段、立ち入り検査かどうかは横に置きまして、それが十分であるかどうかということにつきましては、私自身が経験しました際に、半ばこれは私どもの努力不足なのかもしれませんが、資料23でも日弁連の左側の矢印に「調査権限」と書いてございますね。例えば、問題があるということで、外弁の方にせよ、一緒にやっておられる日弁の方にせよ、「事情をお伺いしたいので来てください。」と申し上げて、そして来ていただけないと、そこから先になかなか進めない。もっと露骨に言えば、そこで立ち消えになってしまうという実情がございます。そういう意味では、御心配いただいている点は、ある程度、あるいは相当程度当たっているのではないかと。こういうことがお答えになるかなと存じますが、もし違いましたら、お願いします。

伊藤座長 では、下條委員、あるいはほかの方で補足があれば。

下條委員 大分前のことで記憶がかなり薄れてしまっているのですが、こういう案件がありました。昔、コンピューターがわっと普及したことがありましたね。それまではコンピューターは各部署の一つであったのに対して、各個人がコンピューターを持つようになった。そのときに、ソフトウェアを会社内部で違法コピーして全員に行き渡らせたということが非常に多くあったと思います。その際、外国法事務弁護士が、ビジネスソフトウェアライセンスか何か、そういう協会を代理して、日本の会社に対して、御社は違法コピーをやっていると、これについて和解の提案をするという、そういう警告書を出したという件があったわけです。これは日本の著作権法の問題ですので当然外国法事務弁護士のできることでないわけです。そういう案件がありましたので、その件につき外国法事務弁護士を呼んで調査したということはありません。

そのほかにまだ二、三あったように思うのですが、これは次長の方で調べていただ

いて、次回にでも、過去にどういう事例があったか発表していただけたらと思います。

柳幹事 では、調べまして、次回に御報告させていただきたいと思います。

伊藤座長 分かりました。

牛島委員 先ほど松木委員からいただいたことで、「余り違いがないのではないか」という御結論を聞かせていただいたのですが、私がそれでもまだ疑問に思いますのは、あるいは私があらかじめ御説明しないでおいて若干申し訳ない気もするのですが、内部的意思決定が法人の決定になる、その法人の決定が依頼者に対する唯一の意思表示といいますか、意思表示の前提になるという意味では、どのような意思形成プロセスが法人内部で行われるかということが問題になる。つまり複数の人間の間ですね。それは個人でそれぞれ依頼者にアドバイスする場合との決定的な違いではないかと理解しています。つまり、組合方式での法律事務所というのは、外見から見ますと、たくさん人間が集まっていて、たくさん人間が場合によっては同じ会議室に入ってアドバイス申し上げるわけですから、法人の場合と違わないように見えるかもしれませんが、弁護士法ないし外弁法の基本としては、個々の弁護士が法的事務を行う、個人がですね、そういうものですから、それと、法人がアドバイスを、契約書を作成するというものとの間には違いが出てくるのではないかと。したがって、ある問題点について、まず個人としてだれがどう決めるか、これは申し上げるまでもないと思います。当該個人が決めるわけですから。もちろん、実際問題、いろいろ相談してやるということはあると思いますけれども、最終的な責任あるいはその法律事務の行為主体としては個人だと思います。では法人の場合にはだれがどうするのかということになりますと、内部での意思決定過程が何らかあって、多くの場合は代表者がそれをおやりになるのかなと。そうなりますと、場合によってはそのことと資格があるかどうかということの間にそごが出てくることがあるという意味では、これは混合法人特有の問題ではないかなと思います。

松木委員 その場合でも、法人としての意思決定をしてやるということになると、日本の弁護士法人をやったときでも、その法人としての意思決定ということを出ていくわけですよ。となると、同じことがそこにあるのだろうと思うのです。個人でやると言っているのは、日本の弁護士法人でもそうなるのだと。そうなる、それが混合法人になって外国人が入ってきても、意思決定の問題のところをどう処理すればいいのか、そのところで、例えば、そもそも論として、「外弁の方は日本法についてはやってはいけないのだ」という規定をどう貫徹させていけばいいのか、混合法人のところですね。そのところをやれば、法人と個人というところで何か議論をするよりも、そのルールをいかにすれば混合法人形態のところを貫徹させられるのか、これをきちんと見ていった方がよいのではないかとというのが私の趣旨なのです。法人がやる行為ということ置いて議論をしていくと分かりにくくなってしまっていて、昔の民法のときのいろいろな議論のところに入り込んでいって分からなくなってしまうので、むしろ、今、実際にそういうものがここにあって動いているわけですから、そこで日本法に関する部分を外国の弁護士が不当に何らかの影響を及ぼすようになるということが弊害であるならば、その制度を認めたとして、何か抑える方法が日本の法律の制度の中でうまくできるのかどうか、こちらを見ていった方がよいのではないかとというのが私の趣旨です。

牛島委員 私は解決不可能な問題があると申し上げているわけでは毛頭なくて、松木委員のようにお考えになれば、なるほど解決できるのかと半ば思いながら伺っているのです。私が想定しました事態も言わば絵にかいた想定なのですが、例えば、案件は日本法の契約の案件で

あるが、その当該混合法人の大部分の社員は外弁の方であるという場合に、その混合法人としての意思決定をどのように行うのかという問題を想定したつもりなのです。その場合の松木委員の今のお話の趣旨は、これは確認になるのですが、混合法人の内部において意思決定する際に、日本法については外国法事務弁護士の方の関与を許さないというような意思決定の方式を決めればよいのではないかと、こういう御趣旨になりますか。

松木委員 ええ。ただ、それで何かおかしいことが出てくるのかどうか。

牛島委員 ありがとうございます。

私は、それは一つの解決なのかなと思いながら今伺っているのですが、私が申し上げたいのは、そのような問題が出てくるという意味では、混合法人の問題というのは、単に既存の外国法共同事業と同じものだけだと言い切れない部分があるのではないかと問題提起をしたつもりで、あるいはもう松木委員からお答えまでいただいてしまったのかもしれないのですが、問題提起としてはそういうつもりでございました。

伊藤座長 不当な関与をするおそれがある、あるいはそれについてどういう対処をすべきかという問題の所在自体は同じだとしても、その組織形態がパートナーシップなのか法人なのかによってそういうものに対する対処の仕方は違ってき得るとというのが御指摘で、松木委員はそれに対して、それはそういうことだが対処の仕方としてはまたしかるべきことが考えられるのではないかと、そのようなお二人の今のやり取りだと承ってよろしいですか。

牛島委員 はい、よろしゅうございます。

重ねて恐縮ですが、もう解答編までいただいてしまったような気もいたしますが、何か昔の受験時代を思い出しますけれども。ただ、私の申し上げたいのは、単純に外国法共同事業があるからそれを法人化したとしても何も変わるところはないということではなくて、私の申し上げた問題についてはあるいはもうお答えをいただいているのだと思うのですが、このような問題についてももしそのような形というものが出てくるのであれば、この問題についてどういう対処をするのかということ、例えば、およそ不当なことをしてはならないという一般条項的な発想もあり得るでしょうし、もう少し細かく規定するのか、あるいはそれを考えていく過程で別の問題が発生するのか、そういう問題点の指摘を申し上げただけのつもりでございます。ただ、私はそれを申し上げながらも、先ほど来のお話、杉山委員からいただきましたそういった複雑性が、私に言わせれば、増すという意味では、調査ということについても一段と検討しておく必要があるのかなと思います。最終的にどうなるのかは、私の勝手な立場からも姿はございませんが、そういったことについての検討もより必要になるのかなと思います。そういう意味では、現状はどうかという先ほど御質問いただきました点につきましても、現状についての取組、これまでの取組の過不足、更にそれに加えて将来あり得るかもしれない問題への対処、こんなことになるのかなというふうに私なりには理解させていただきました。

伊藤座長 ただいま、主として牛島委員、松木委員の御発言で、根本的な問題は同じかもしれないけれども、組織形態の違いを反映した問題のあらわれ方、そしてそれに対する対処の仕方については十分検討しなければいけないのではないかと、このような御指摘がございましたが、ほかの委員あるいは幹事の方、いかがでしょう。

渡邊幹事 ただいまの牛島委員と松木委員のお話に関係するのかなということで、御参考までに資料18-9を御覧いただけますでしょうか。

この他の主な専門職法人制度との比較で言えば、例えば、司法書士法人の業務執行機関の欄を御覧ください。司法書士には、一般の司法書士と簡裁訴訟代理等関係業務を行うことのできるいわゆる認定司法書士とがございます。この認定司法書士も社員となる司法書士法人については、簡裁訴訟代理等関係業務も行うことができるようになります。この場合、法人の業務内容に応じて業務執行機関を変える仕組みにしております。ここにありませうと、司法書士法人の業務執行機関は、原則として各社員でございますが、簡裁訴訟代理等関係業務については、特定社員、すなわち認定司法書士である社員とされております。つまり、簡裁訴訟代理等関係業務については、認定司法書士のみに業務執行権限が与えられる、その執行の前提となる意思決定も認定司法書士のみによって行われる、このような仕組みが設けられております。

ただいまの御議論は、いずれにしても、社員となる外国法事務弁護士には法人の日本法に関する法律事務の取扱いに関与させないということであると思っておりますので、事務局としては、今申し上げた司法書士法人制度等の例も参考にして、どのような弊害防止措置を講じることができるのかについて検討したいと思っております。

もう一点、杉山委員から御発言のあった監督の関係でございます。実効的な監督を行う前提としては、先ほども申し上げたとおり、監督機関である日弁連等に対してどういった情報を届け出させる必要があるのかということがまた一つ重要な視点になると思うのです。平成15年の外弁法改正によって外国法共同事業が制度として導入されました。その際、いろいろな規制、ルールが設けられましたが、このルールがきちんと守られているのかどうかを実効的に監督することができるよう、必要な情報を日弁連に届け出させるようにしました。具体的には、資料23の右上にありますとおり、監督に有用な情報として届出すべき事項については、外弁法のほか、日弁連の会規において定められております。その際、どのような議論がされてこれらの事項が届出事項として定められることとなったのか。特に契約事項などはそうだと思いますが、どのような議論を経て、これらの事項を届け出させた方がよいという結論に至ったのか、この辺りを議論を踏まえて更に御議論いただくことも重要なのではないかと思います。その上で、法人の場合とどこが異なるのか、異なるのであれば届出義務を課すべき情報も異なってくるのかどうか、御議論いただきたいと考えているところでございます。

牛島委員 今、御検討いただくということなので、それにリクエストを加えさせていただいてよいかと思っております。発言させていただいているのですが、ある意味、こういう問題があり得るからこそ、逆に混合法人なり外国法共同事業が出来上ってきたのかな、あるいは混合法人の必要性があるのかなとも存じますけれども、目の前に出てくる問題というのは必ずしも日本法あるいはその他の、例えばニューヨーク州法だけで割り切れない。例えば日本とニューヨークの会社が紛争に近い状況にある、ニューヨークと日本でそれぞれ紛争を抱えている。しかし、それを解決するというのは、ビジネスの上では一挙に解決しかあり得ない。それを日本の混合法人が受任している場合に、それぞれが働いているのだと思うのですけれども、混合法人としては、もうこれは見切り千両、「幾らかお金を払って和解した方がよいです。」、あるいは「これは徹底的に闘った方がいいです。」と、そういうアドバイスをするというのはだれがどのように意思決定するのだろうか。これは、今の段階で私に答えはございませんが、なかなか難しい問題かなと思っております。これは恐らく組合型の、つまり個々人がアドバイ

スする限りにおいては出てこない問題なのかなと思いますので、これは私の勝手な思いですけれども、そういう意味でも教えていただければという気がいたします。

伊藤座長 ただいま牛島委員から具体的な例を前提にしての問題提起がございましたけれども、その点に関して何か御意見のある方はおいでになりますでしょうか。

佐瀬委員 佐瀬ですけれども、我々もいろいろな人と今のようなことを考えるのですけれども、多分、松木委員の言われたように、何か弊害的なものはそういう妨害措置を講じることによって抽象的には措置できるのではないかという気はするのです。それは正に松木委員が言われたとおり、日本の弁護士法人だって、事務職員との関係で、非弁活動をする、しないの問題はあるわけで、外弁の場合でも、意思決定できる人が違う種類の人がいるという点ではかなり違うわけですけれども、それはやはりいろいろな措置を講ずることによってできるのだろうという気はするのです。ただ、今言われたように、それをどうやって日弁連ないしは単位会が監督するのか。今回のヒアリングでも、要するに「外から見えませんよね。」というのはあるわけですね。「分からない。分からないけれどもこうではないか。」といったスピーカーもいたわけですから、そういう意味では、今言われたように、何を届出させて、何をどのように日弁連ないしは単位会が調査権限を持つのか、そちらの方が重要なのではないかなという気がしてしょうがないのです。そういう意味では、もしかしたら今の制度自体にも欠陥、欠陥とまでは言わないまでも、そういうもう少し考えた方がよいようなところがあるのではないかな。だから、今回混合法人をつくるにあたって、そういうもうちょっと上のこと、調査権限を考えた方がよいものが、変な影響を及ぼしてはいけないなという気はするのです。だからそこはすごく大事なことになるのかなと思います。ただ、具体的にこの場で何をすべきかということを考えるわけではないですから。ただ、そういう問題もあるのではないかなという気はするのです。だから、抽象的には、いろいろな措置というのは規定を設ければよいということ考えられますけれども、その規定とともに、どうやって監督し、どうやって調査できるのかということも考えていただかなければいけないということと、それから、割と弁護士の間で話していると、弁護士のプライバシーを侵すような調査権限であってもいけないということから、その調査権限の問題はどこまでいったらいいのかという問題がかなり難しい問題としてあるなという気はするので、その辺を考えていただきたいなという気はしています。

出井幹事 先ほど牛島委員と松木委員の間で交わされた議論というのは、かなりこの問題の本質的なところに入っていたと思います。それで、私自身がまだ理解していないだけかもしれませんが、重要なところなので確認させていただきたいと思います。

牛島委員がおっしゃったのは、社員の大多数が外国法事務弁護士である法人が日本法の法律事務を扱うという想定でおっしゃったと思います。それを一つ置いておいて、もう一つは、現在の外国法共同事業で組合員の構成員の大多数が外国法事務弁護士である共同事業で日本法の法律事務を扱う。この二つを対比した場合に、前者の法人形態で行う場合の弊害が後者の弊害よりも加速的に、これは座長がおっしゃったのですが、加速的にその弊害が増し得るというところをもう少し御説明いただけないでしょうか。

伊藤座長 よろしいですか。私の理解が不正確だったら牛島委員に訂正していただくとして、先ほどの牛島委員の例で、具体的な例としてはニューヨーク州法と日本法が関係する一つの案件が出てきたときに、そもそもその案件を受任するかどうかというのも、その法人として

意思決定する。それから、もちろんニューヨーク州法、日本法それぞれについての調査・分析等はその法人の社員や従業員である外国法事務弁護士や日本の弁護士がやるのだけれども、最終的に依頼者に対してどういう解決が一番適切であるかということについては、やはり法人としてそれに対する最終的な回答を与えるということになるのではないかと。そうすると、従来のパートナー方式の共同事業でやっていた場合とは、不当関与のおそれだとか、そういうものがより強いものになってくる可能性があるのではないかと、そういう趣旨の御指摘のように私は理解したのですが、いかがでしょう。

牛島委員 そのとおりでございます。それを「不当」と呼ぶかどうかも含めて問題だと思いますけれども。つまり、混合法人をつくるということは、ひょっとしたらそれは「不当」と見ないということなのかもしれません。法人ですから。でも、座長がおっしゃった「加速度的」というのは誠に適切な言葉だと私が思いました理由は、複数の人間で一つの意思に最終的になるもの、これが法人です。しかし、組合は、少なくとも法律事務を行う過程においては、現在の弁護士法、外弁法は、組合が一つの意思になるということ、それはたまたまなる場合もあるでしょうし、ならない場合もある、しかしならねばならないということは全く想定していないと思います。したがって、外形的に見れば10人なら10人という複数の弁護士がアドバイスをしている形に見えるので区別しにくいかもしれませんが、理念としては、組合がアドバイスする場合はあくまでも個々の法律資格者がアドバイスして、法人がアドバイスする場合には、今、座長がおっしゃられたとおり、法人としての意思決定に立ち至って、そしてアドバイスをする。そこが違いで、それを座長は「加速度的」と言われたのだと理解しております。

松木委員 多分、理念的にはおっしゃられたような格好なのだろうと思うのですがけれども、組合形式でもって一緒にやっているときに、皆がばらばらになってそれぞれ個人が意見を言うのが理念なのだから、それでやりますと言ったら、一つの組合でやはりうまく動かないと思います。したがって、組合であっても、そのように一緒にやっているのだったら、何らかの格好でその意思決定なり何なりをやった上で統一して出てくるというのが普通の格好ではないかと思うのです。したがって、その部分においては、やはり外国法共同事業、共同で事業をやっているということのたまたま採った法律的な形態が組合であるのか法人であるのかということであって、そこにおける意思決定を何らかの格好でやっていくということは変わらないと思います。したがって、そこに出てくる弊害なり何なりというのは同じようなものではないかと思います。そこが何かすごく、「理念的に違うから実務のところでも」というところまで行ってしまうのはちょっと違和感があるなという感じがするのですが。

牛島委員 私なりの疑問をもう一度申し上げることができるか分からないのですが、御指摘はごもっともであると思います。多くの場合はそのように解決されているというのは松木委員の言われるとおりだろうと思うのです。そういう意味で、理念的という御指摘は正にごもっともなのかもしれません。ただ、ある問題について組合型の共同事業が答える場合は、この問題について日本法の観点からはこのように見えますよということは、日本の弁護士が、個人ですから、責任を持って言わねばならないということが貫徹しやすいだろうと思います。しかし、法人としてアドバイスをする場合は、法人が右ですと決めたものについて、日本の資格を持った弁護士が、実は私の法律的観点から見ると左なのですよということは言えないだろうと思います。結局それは組合型においても一つのパートナーシップとしてクライアン

トにアドバイスをする責任上同じことではないかと言われれば、あるいは松木委員の言われるとおりなのかなと思ひながら申しておりますので、御指摘はごもっともなのかなと思ひつつもそのように考えているということで、あるいはまた同じ御指摘を受ければ結局そのとおりなのかなと思ひながら申しております。

伊藤座長 出井幹事、先ほどの問題の提起に関してはどうでしょうか。

出井幹事 議論の前提をもう一回確認しておきたいのですが、恐らくそこは押さえられた上で議論されていると思うのですが、B法人制度をつくる場合も、資料23に、これは駄目だというのが赤の進入禁止マークで三つぐらい出ているわけですが、外国法共同事業法人を制度化する場合でも、制度としてはこの進入禁止マークは付くということがあくまでも前提で、外国法共同事業法人をつくったらこれがなくなるという想定では議論していないということではよろしいですかね。

その前提で、弁護士法72条というのは、利用者であるアドバイスを受ける方々、企業あるいは市民が、法的知識の担保がない人のアドバイスを受けて更に迷惑を被らないようにというところから来るわけですが、法人形態で行う場合と組合形態で行う場合で、両方とも圧倒的多数が外国法事務弁護士が社員である、あるいは組合構成員であるという場合で、かつ、この進入禁止マーク、不当関与禁止であるとか非弁提携の禁止であるとか、こういう規制も制度上は受ける、そういう状態で、「法人形態の方が利用者が迷惑を被る蓋然性が加速度的に高まる」という点をお聞きしたのです。それに対するお答えとしては、「法人というのはやはり法人として意思決定をしなければならないのだ」ということでした。組合の場合もその事務所全体で意思決定をしなければならない場合もあると思いますが、その必要がない場合もある。ところが法人の場合は必ず全体で意思決定をしなければならないので、資格がない人が不当に関与する蓋然性が高くなるのではないかという御趣旨ですか、牛島委員の御指摘は、違いますか。

牛島委員 おおよそそういうことかと思ひます。組合方式では常に出てくることでは必ずしもないと思ひますけれども、法人の場合は今申しましたように常に出てくるので、それについての配慮はどのようなものになるのかなということでございます。

出井幹事 組合の場合も、先ほど松木委員がおっしゃったように、組合といつても事務所あるいは一体型の事務所として行動するわけですから、かなりの場合は法人と同じようなことになるのかもしれないけれども、そうでない場合もあるということですかね。

伊藤座長 よろしいですか。

ほかの委員の方々、ただいまいろいろ議論が出ている点について御意見ございませんでしょうか。

柳幹事 時間がないところで申し訳ありませんけれども、今日の議論を聞いていますと、切り口というか論点としては、一つは、混合法人と外国法共同事業を比較してみてもどこか違うところがあるのだろうかという議論があって、これについては松木委員、牛島委員、出井幹事などでかなり突っ込んだ議論がされていて、先ほど座長がおまとめになっているような感じや、渡邊幹事がお話しになったようなことを次回またお願いしたいなと思ひているのですが、これが縦の線だとすると、もう一つ横の線があって、現行の外国法共同事業に係る規制で本当に足りているのだろうかという視点もあったように思われるのです。これについては杉山委員や佐瀬委員から問題提起が先ほどされてきていたように思ひます。これについては、今

日は出井幹事から資料20でヒアリングのまとめというのが出てきたと思います。ヒアリングを大変きれいにまとめておられると思うのですが、ここで見てみますと、現行法上も、あるいは弁護士会の規制などで何か問題になるようなことが実は出てきているのではないかと私は思われたところです。ただ、今日はその点について具体的に検討する時間が余りなかったように思われますけれども、これについても、例えばビリング・パートナー、あるいはクライアント・オーナー、あるいはリファール・フィー、こういうものが現行法上どのような位置付けになるのかということについてももう少し議論した方がよかったように思います。

伊藤座長 予定の時間が尽きかけておまして、本日の御意見を伺いますと、弊害等について、あるいはその防止策について考えてみたときに、組織形態が法人、混合法人ですが、である場合と、組合、共同事業である場合との間で本質的には違いはないという御意見が一方であり、他方、法人の場合の法律事務の受任遂行の主体、あるいはそれに関する意思決定という視点から見ると、やはりそこには違いがあるのではないかと、違いがあるということをお前提にして、弊害の現れ方、そしてそれに対する対応策についても違いがあるということをお前提にして検討しなければいけないのではないかと、という御意見があったように思います。それに関連して、言わば前提となることですが、現在のこの資料23について、先ほど渡邊幹事から説明があったさまざまな規制の実効性が果たしてどうなのかという点についての御質問があり、それについては更に次回に補充していただくことになってはいますが、その現在の規制の実効性も踏まえて、本日の二つの異なった立場からの議論を次回継続して、弊害・問題点、それに対応する防止・解消措置の在り方、あるいはそういうものがそもそも可能なのかというあたりについての議論を続けていただきたいと思っております。とりあえず本日の段階での取りまとめとしては、そのようなことで大きな誤りはございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

高中委員 よろしいですか。資料20のまとめを拝見している中で、3.(2)の一番下で、日本の弁護士のパートナーがしっかりしていないと外国側の言いなりになる可能性はあるという記載がございますが、この中の一つとして、次回までにちょっとお調べをいただきたいところがございます。資料18-9で、御案内のとおり監査法人は特定社員というものを入れて社員資格を与えて、シェア割りを下限設定しているという記載がございますが、これはどういう立法経緯でこうなったのかということをお調べいただいて、次回に御報告をお願いできないでしょうか。今のことに関係するののかも含めて、どういう立法趣旨でこういうシェア割りを付けたのかということをお次回に御報告をお願いしたいと思います。

渡邊幹事 了解しました。

伊藤座長 では、ただいま高中委員御指摘の点につきましては次回に幹事から報告をしていただくようにします。

それでは、次回以降の日程につきまして、その進行方針の確認をしたいと存じますが、その点に関して幹事から何か意見がございますか。

渡邊幹事 次回につきましては6月の中下旬に開催することで日程調整をさせていただいてるところでございますが、調整が終わり次第、改めて御連絡さしあげたいと存じます。具体的な弊害・問題点については、本日あらかじめ御議論いただいたのではないかと考えています。先ほども申し上げましたが、本日御議論いただいた点を踏まえて、事務局の方で、どのよう

な弊害防止措置を講じることができるのか、これまでの既存のルールなども参考にして、たたき台のようなものをつくってみたいと思います。したがいまして、今回は、このたたき台に基づいて弊害・問題点の防止・解消のための方策等について御議論いただきたいと思えます。この御議論を通じて、また新たな論点が発見されることもあろうかと考えておりますので、併せて御議論いただければと思えます。

伊藤座長 他に特に御発言はございますか。

ございませんようでしたら、本日はこれで閉会にさせていただきます。長時間ありがとうございました。

—了—